

Ⅲ 業務の概要

1 生糸の輸入調整に関する業務

生糸の価格安定業務は、「繭糸価格安定法の一部を改正する法律」（平成 9 年法律第 62 号）の施行により、平成 10 年 4 月 1 日以降、安定価格帯制度は廃止され、生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和 26 年 12 月 17 日法律第 310 号）及び「蚕糸業経営安定対策要綱」（平成 10 年 1 月 20 日付け 10 農産第 349 号農林水産事務次官依命通知）に基づく生糸の輸入調整業務へと移行した。

(1) 生糸の輸入に係る調整等事業

ア 機構による生糸の輸入及び売渡し

機構は、農林水産大臣の承認を受けて生糸を輸入することができ、また、保有した生糸は、生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、一般競争入札等の方法により、売り渡すことができることとなっている。

19 事業年度は 18 事業年度に引き続き、生糸価格が年間を通じて低迷傾向であったため、機構による生糸の輸入及び一般売渡しは実施しなかった。

イ 輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻し

生糸の輸入は、平成 7 年 4 月に生糸の国境措置が従来の一元輸入から関税化に移行されたことに伴い、機構が農林水産大臣の承認を受けて輸入するほか、関税相当額を支払えば誰でも輸入できることとなり、保税加工輸出用の輸入などの特別な場合を除き、関税法第 67 条の規定による輸入申告をする者は、その輸入申告に係る生糸を機構に売り渡して買い戻さなければならないこととなった。このため、機構は生糸を輸入する者から当該生糸の売渡しと買戻しの申込を受け、売買差額相当額の担保の提供を受けた時は、買入れ・売戻しの承諾を行い、承諾書を交付する。輸入申告者は、その承諾書を添付して輸入申告を行い、輸入許可後、機構に売買差額を納付して担保の返還を受けることとなる。

売買差額は、一般者輸入の場合、生糸 1 kg につき 3,910 円であるが、その輸入が絹業の健全な発展を通じて生糸の需要増進に資する見地から特に必要なものである旨、農林水産大臣の認定を受けた者が行う実需者輸入の場合は、農林水産大臣が毎月を適用期間として 3,910 円を超えない範囲内で定めた額に減額され、平成 19 生糸年度（平成 19 年 6 月～平成 20 年 3 月）は、190 円/kg であった。

なお、農林水産大臣の認定する実需者輸入の数量は、国内需要見込数量から国内生産見込数量を差し引いて得た数量を、農林水産省が経済産業省と協議の上、実需者の中央団体に内示することとなっている。19 生糸年度の実需者輸入の認定は、需給価格動向に対応した弾力的な運用を図るため、農林水産大臣が四半期に分けて行い、四半期別の「生糸の実需者輸入割当枠」は、「年間の生糸の実需者輸入割当枠（4 万俵）」を各四半期ごとに分けた 4 分の 1 の数量（1 万俵）を基本とする。しかし、各四半期の算定期間の平均生糸価格が「上位指標価格（4,900 円）」を超えた場合、基本数量に 20% プラス、「下位指標価格（3,100 円）」を下回った場合、基本数量を 20% マイナスし、認定数量を決定する。

また、予期せざる需給変動等の事態が生じた場合において特に必要があるときは、調整量等において所要の調整を行うことができることとなっている。

事業年度ベースの実需者輸入の買入・売戻数量は、19 年度は、1 万 3,208 俵であ

った。

一方、19 生糸年度における実需者輸入の買入・売戻数量は、生糸の需要不振などから、19 生糸年度第 1・四半期の認定数量 9,896 俵に対して承諾数量は 3,379 俵（残数量は 6,517 俵、承諾／認定数量比（以下、数量比という。）34.1%）、第 2・四半期分は認定数量 7,917 俵に対して承諾数量は 4,057 俵（残数量 3,860 俵、数量比 51.2%）、第 3・四半期分は認定数量 1 万俵に対して承諾数量は 2,590 俵（残数量 7,410 俵、数量比 25.9%）、第 4・四半期分は認定数量 8,000 俵に対して承諾数量は 1,459 俵（残数量 6,541 俵、数量比 18.2%）であった。各期の承諾数量等の内訳は、第 3 表及び第 4 表のとおり。

なお、本生糸年度は、一般者輸入の買入れ、売戻しの実績はなかった。

(2) 生糸特別売渡し及び新規用途等生糸売渡し

機構は、生糸の保有期間が 180 日を超えるに至った場合に、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法によって、輸入によって保有した生糸を一般競争入札又は随意契約により売り渡すことができる。

また、機構は、生糸需要の増進に資するために新規の用途若しくは販路に向ける場合、生糸若しくは生糸の加工品の需要増進のために営利を目的としない団体が行う展示会その他の事業の用に供する場合又は試験研究用に供する場合に、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法によって、輸入によって保有した生糸を売り渡すことができる（昭和 57 年 8 月創設）。

19 事業年度においては、16 事業年度末までに機構の在庫生糸はすべて売り渡しによりなくなったことから、生糸特別売渡し及び新規用途等生糸売渡しは、行っていない。

2 蚕糸業振興事業に対する補助業務

19 事業年度に実施した補助事業は、3 事業 7 億 8,856 万円であり、主な事業内容等は次のとおりである。

(1) 蚕糸業経営安定対策事業に対する補助

「蚕糸業経営安定対策要綱」（平成 10 年 1 月 20 日付 10 農産第 349 号農林水産事務次官依命通達）に基づき、国からの蚕糸業経営安定対策交付金と輸入糸調整金を財源として、良質繭・良質生糸の生産を通じて、経営改善に取り組む養蚕農家の手取り向上と製糸の経営安定を図るため、全国農業協同組合連合会を通じて、蚕期毎に繭の品質に応じた補給金 7 億 4,114 万 8,000 円及び推進費 786 万 7,000 円を交付した。（第 2 表参照）

第 2 表 蚕糸業経営安定対策事業に対する補助実績

	春蚕繭	初秋蚕繭	晩秋蚕繭	計
交付対象数量	173,231.7 k g	109,654.0 k g	147,657.2 k g	430,542.9 k g
蚕糸業経営安定対策補給金	304,418 千円	181,008 千円	255,722 千円	741,148 千円
推進費	3,319 千円	2,129 千円	2,419 千円	7,867 千円
計	307,737 千円	183,137 千円	258,141 千円	749,015 千円

注：金額は千円未満四捨五入

(2) 養蚕文化継承対策事業に対する補助

養蚕文化継承対策事業

養蚕文化継承地域（養蚕業の維持・継承を図るため、明確な目標をもって養蚕産地の育成に取り組む地域として、農林水産省生産局長が別に定めるところにより都府県知事が指定する地域）において、養蚕作業の省力化・効率化を図るため、3令まで共同飼育した稚蚕を当該地域の養蚕農家に配蚕する事業に対し補助することとし、群馬県養蚕産地育成協議会他5協議会等に対し、3,177万6,000円の補助金を交付した。

(3) 蚕糸業構造改革対策事業・養蚕・製糸構造改革対策事業

契約生産に誘導するため、稚蚕人工飼育機等の共同利用機械を整備し、また、小ロット多品目の生糸生産や特殊加工生糸の生産できる工程管理体制を確立し、需要に応じた生糸を安定的に供給できるようにするため、ハイテクコントロールシステム等の共同機械・施設を整備する事業に対し補助することとし、碓氷製糸農業協同組合、他2蚕種所に対し、776万9,000円の補助金を交付した。

(第3表) 生系の買入れ・輸入及び売渡状況

(単位: 俵)

区分	国産生糸							外国産生糸											買入合計 (買換糸は除く)	売渡合計 (買換糸は除く)	期末在庫 合計	生糸短期保管事業			期末在庫 合計 (短期保管を含む)	外国産生糸		
	買入れ	安売戻し	安売渡し	新規用途 等売渡し	生糸特別 売渡し	実需者向 け売渡し	期末在庫	買入れ			売渡					期末在庫	買入れ	売戻し				短期保管 期末在庫	実需者 輸入	一般者 輸入				
								輸入	買換え (国産糸)	計	安売渡し	買換え (輸入糸)	実需者売渡し		新規用途 等売渡し											生糸特別 売渡し	計	
													新規輸入糸	在庫糸														
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗		
19年	4月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	851	0
	5月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	872	0
	6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,241	0
	7月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	861	0
	8月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,277	0
	9月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,262	0
	10月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,438	0
	11月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,357	0
	12月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	885	0
	1月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	918	0
	2月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	787	0
	3月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,459	0
	19年度計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,208

- (注) 1.「0」は買入れ又は売渡しの実績がなかったことを示す。
2.「-」は当該事項が設けられていないことを示す。
3. ()内は「買換国産糸」で内数である。
4. 法改正により、10年4月以降、「国産生糸」とあるのは「輸入生糸」とみなすこととなった。

第4表 輸入申告に係る生糸の買入れ売戻し状況(承諾ベース)

(単位: 俵)

区分	平成19年	5月	18生糸年	6月	7月	8月	19生糸年	9月	10月	11月	19生糸年	12月	平成20年	2月	19生糸年	3月	19生糸年	事業年度計	生糸年度計		
	4月		第4四半期 (3~5月)				第1四半期 (6~8月)				第2四半期 (9~11月)		1月		第3四半期 (12~2月)		第4四半期 (3~5月)				
実需者	中国	624	693	1,647	861	624	985	2,470	876	980	1,105	2,961	620	681	555	1,856	1,036	1,036	9,640	8,323	
	ブラジル	227	175	797	380	237	258	875	338	436	225	999	240	233	230	703	423	423	3,402	3,000	
	ベトナム																				
	タイ		4	4			34	34	48	22	27	97	25	4	2	31			166	162	
	ウズベク																				
	トルクメニスタン																				
	ネパール																				
	計	851	872	2,448	1,241	861	1,277	3,379	1,262	1,438	1,357	4,057	885	918	787	2,590	1,459	1,459	13,208	11,485	
一般者	計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	851	872	2,448	1,241	861	1,277	3,379	1,262	1,438	1,357	4,057	885	918	787	2,590	1,459	1,459	13,208	11,485		

第5表 輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しの国別・検驗局（工場）別実需者輸入数量

平成19生糸年度 合計

(単位：俵)

織 度	中 国										中国計	ブラジル		ブラジル計	タイ	ベトナム	合 計
	浙江(A)	江蘇(A)	四川(B)	重慶(B)	陝西(B)	上海(B)	安徽(B)	山東(B)	上海(B)	広東(B)		ブラタカ	フジムラ				
	14d		5						65				70				
20d	922	180						609			1,711	375	23	398			2,109
21d	405	90	80					40			615	128	121	249	120		984
25d	30	10									40						40
26d	2,505	245	50					1,520			4,320						4,320
27d												1,717	275	1,992			1,992
28d	150	40									190						190
30d	655	105	20					224			1,004						1,004
31d												196	75	271			271
42d	60							245			305	46	15	61	30		396
60d												16		16			16
110d																	
100d未満玉糸	10		10								20	13		13			33
100d以上玉糸		18	30								48						48
合 計	4,737	693	190					2,703			8,323	2,491	509	3,000	162		11,485
産地シェア	41.2%	6.0%	1.7%					23.5%			72.5%	21.7%	4.4%	26.1%	1.4%		

3 機構の蚕糸関係業務の廃止

(1) 蚕糸業務の廃止に至る経過

ア 蚕糸対策の見直し

蚕糸業は、明治以降、わが国の経済を支える基幹産業として発達し、最大の輸出産業として、近代日本の発展を支えてきたが、和装需要の減退、輸入の増大等による生糸価格の低迷により、養蚕農家や製糸業の経営状況は年々悪化し、繭や生糸の生産量は昭和 30 年代以降、一貫して減少し続けてきた。さらに高齢化の進展、後継者不足も重なり、養蚕農家戸数、繭生産量ともに、平成 13 年に比べると、5 年間で約半減の状態となった。

このような我が国蚕糸業をめぐる厳しい状況を踏まえ、平成 18 年 5 月に設置された「今後の蚕糸業のあり方に関する検討会」において検討が重ねられ、平成 19 年 3 月、繭・生糸の生産から最終製品に至る加工まで国内で行われた純国産絹製品を「国産ブランド」として確立し、輸入糸を使用した絹製品と区別された市場の構築を目指した今後の蚕糸業振興対策についての最終報告が取りまとめられた。

その後、農林水産省において、最終報告を踏まえ、具体的な方策について検討が行われ、平成 19 年 11 月 30 日、蚕糸・絹業の協力体制の構築の一環として、機構により徴収されていた輸入糸調整金を廃止すること等を内容とする「20 年度以降の蚕糸対策について」が取りまとめられた。

イ 「独立行政法人整理合理化計画」等

独立行政法人の見直しについて、「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）において、独立行政法人を原点に立ち返って見直し、「独立行政法人整理合理化計画」を策定する旨が決定された。これを受け、政府行政改革推進本部は「行政減量・効率化有識者会議」を設置し議論が行われた。

同有識者会議において「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る指摘事項」が取りまとめられ、「国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべきであり、残る業務についても縮小・効率化を推進すべき」とされた。

有識者会議の指摘事項を踏まえ、政府は「独立行政法人整理合理化計画」において、機構の蚕糸関係業務は平成 19 年度限りで廃止することを平成 19 年 12 月 24 日閣議決定した。

また、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 19 年度に見直しの結論を得ることとされた独立行政法人 35 法人について、平成 19 年 12 月 11 日（火）に「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（第一次）」として 23 法人、平成 19 年 12 月 21 日（金）に「主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（第二次）」として 12 法人を取りまとめ、各府省に対し指摘した。各府省は、これらの指摘事項を踏まえ、蚕糸業務の廃止を含む見直し（案）を作成し、これを行政改革推進本部が取りまとめ了承し、平成 19 年 12 月 24 日に行政改革推進本部決定がなされた。

(2) 「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」の廃止

こうした経緯を踏まえ、政府は、平成 20 年 2 月、第 169 国会に、「生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案」を上程し、平成 20 年 4 月 11 日に国会で可決され、成立と同時に公布・施行となった。

このため、機構が行ってきた生糸の輸入調整業務をはじめとする蚕糸関係業務を終了することとなった。

【機構の蚕糸業務の41年のあゆみ】

昭和41年：昭和38、39年の糸価の暴騰暴落及び引き続き低迷状態を契機として、繭糸価格の一層の安定を図るために、日本蚕繭事業団と日本輸出生糸保管株式会社が合併し、日本蚕糸事業団が設立される。

昭和44年：安定制度の合理化を図るため、国の糸価安定特別会計の資本金30億円を引き継ぎ、国の行ってきた繭糸価格の異常変動防止の業務を併せて行う。また、蚕糸・絹業の情報の収集・提供として、「海外情報」（月2回）を発行する。当初は米国市場動向やリヨン駐在員によるリヨン生糸市況など主に海外の収集・提供を行う。

昭和47年：わが国の経済の高度成長に伴い生糸の供給構造が輸入依存を強め、生糸輸入の急激な増加により需給が混乱したことから、事業団による生糸の一元輸入制度が創設され、昭和49年には事業団による生糸の一元輸入措置が発動される。

昭和51年：一元輸入制度の当分の間継続され、二国間協議が開始される。

昭和54年：蚕糸業振興資金を設け、蚕糸業の経営の安定と生糸・絹需要増進のための助成事業を実施する。

昭和56年：行政改革の一環として、糖価安定事業団と統合し、蚕糸砂糖類価格安定事業団となる。

昭和57年：昭和50年代後半の絹需要の減退を背景とする生糸需給の不均衡が事業団における大量の生糸在庫をもたらし、そのため事業団は在庫生糸の軽減、絹需要増進を図るため、昭和57年には新規用途売渡しを、昭和60年には特別売渡し（在庫1年超えのもの）の売渡しを実施する。

なお、昭和62年秋以降、生糸価格は持続的上昇を示し、これに対処して事業団による一般売渡し、生糸輸入の弾力化等が実施され、平成元年以降は、生糸価格は沈静化される。

昭和58年：「海外情報」を「内外シルク情報」と改題し月報となり、海外情報に加え、国内の蚕糸絹業に関するニュース性のある記事や統計を掲載する。

平成7年：ウルグアイ・ラウンドの合意により、生糸輸入の関税化が行われ、これに伴い一元輸入制度が廃止される。

平成8年：行政改革の一環として、畜産振興事業団と統合し、農畜産業振興事業団となる。

平成9年：繭糸価格安定法の一部を改正する法律成立（10年4月施行）

平成10年：国産生糸の買入・売渡し等の業務が廃止されることとなり、「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」が施行され、輸入生糸調整金徴収業務、助成事業が始まる。

平成12年：「内外シルク情報」を廃刊し、「シルク情報」を創刊する。

平成15年：野菜供給安定基金と統合し、独立行政法人農畜産業振興機構となる。